

公立大学法人滋賀県立大学産学官連携における秘密情報管理に関するガイドライン

平成31年2月8日
産学連携センター運営委員会決定

1. 目的

公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）は、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」として、教育と研究に加え、研究成果を地域や社会に還元し、貢献することを使命としている。

また、「本学の研究者の研究活動における基本理念」（平成29年1月19日）に示したとおり、本学の研究者は、研究の実施、成果の公表にあたっては、透明性と説明性を持って、社会に許容される適切な手段と方法を選択する義務と責任を有している。一方、産学官連携活動の一環として実施される企業等との共同研究、受託研究、学術指導およびその検討等（以下「共同研究等」という。）においては、研究で得られた研究成果や企業情報に関し、必要な範囲でその秘密を保持し、適切に管理することが求められている。

本ガイドラインは、共同研究等を実施する際の秘密情報管理、共同研究等に学生等が参加する際に遵守すべき事項を定めることを目的とする。

2. 定義

本ガイドラインで用いる用語は以下のとおりとする。

- (1) 「職員等」とは、本学の役員、教職員、その他本学に雇用されるすべての者および本学学則第17条第1項に規定する客員教員等をいう。
- (2) 「学生等」とは、学部学生、大学院学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、研修員、外国人留学生およびその他本学に在学または在籍して共同研究等に従事する者をいう。
- (3) 「秘密情報」とは、本学が共同研究等に関して秘密保持義務を負う情報をいう。ただし、次の情報は除外する。

ア 開示を受けまたは知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

イ 開示を受けまたは知得した際、既に公知となっている情報

ウ 開示を受けまたは知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

エ 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

オ 産学官連携の相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

カ 書面により事前に共同研究等の相手方の同意を得たもの

- (4) 「秘密情報管理責任者」（以下「管理責任者」という。）とは、本学の研究室または研究グループ（以下「研究室等」という。）の責任者をいう。

3. 基本原則

- (1) 研究成果の公表を原則とする大学の社会的役割と共同研究等における秘密保持義務に配慮

し、秘密情報を適正に管理する。

(2) 秘密保持義務を伴う共同研究等に学生等を参画させる場合は、学生に対して適正に指導を行うとともに、学生等に不利益が生じないように十分配慮する。

4. 管理責任者の義務

(1) 秘密情報の管理

管理責任者は、共同研究等の実施に伴って第三者から提供を受けたあるいは創出した秘密情報が不用意に開示または漏洩されることがないように適切に管理しなければならない。このためには、次の措置を取ることとする。

ア 管理責任者は、秘密情報が含まれる該当資料等に秘密情報である旨を表示し、他の情報とは区別して秘密情報を保管する。

イ 管理責任者は、秘密情報の秘密保持期間、使用目的ならびにアクセスすることができる職員等および学生等の範囲（以下「アクセス権者」という。）を特定する。ただし、アクセス権者は当該共同研究等あるいは本学業務遂行のために情報の開示が必要な者に限る。

ウ 管理責任者は、アクセス権者に対し、管理方法を周知し、遵守させるものとする。なお、アクセス権者が学生等である場合、事前に適切な指導をしたうえで、当該秘密情報にアクセスさせるものとする。

エ 外部機関の秘密情報について、当該秘密情報の取り扱いに係る当該外部機関等との契約が存在する場合には、その契約の規定を遵守して取り扱う。

オ 管理責任者は、共同研究等実施にあたり、外部機関から開示を受けた秘密情報が、営業秘密等に該当するものであって特別な管理の要請があった秘密情報（以下、「特別秘密情報」という。）については、特別秘密情報が含まれる該当資料等に特別秘密情報である旨を表示し、他の情報および秘密情報とは区別して施錠等を行い、厳重に保管するとともに、閲覧の記録を作成する等の管理を行う。また、情報の開示が特に必要な者に限り特別秘密情報を開示することとし、学生等には開示してはならず、当該特別秘密情報の開示を受ける者に、当該特別秘密情報提供者との合意事項を通知し、遵守させるとともに、管理番号やパスワードにより開示した者を特定し、開示日時を記録する。

(2) 学生等の取扱い

管理責任者は、学生等を共同研究等に従事させ、秘密情報を開示する場合には、事前に学生等に対し、研究や研究契約等の内容を説明し、学生等に当該研究契約の規定（秘密保持義務を含む）を遵守するよう指導教育するものとする。なお、管理責任者は学生等に対して特別外部秘密情報を開示してはならない。

ア 管理責任者は、学生等を共同研究等に従事させる場合、当該学生等に対し、インフォームド・コンセントを行った上で、秘密情報の取り扱いを記載した秘密保持誓約書（様式第1号）に署名させるものとする。

イ 学生等が卒業、修了、退学、休学する際には、秘密情報の管理方法等、および負っている秘密保持義務内容を確認させるものとする。

ウ 管理責任者は、秘密保持誓約書を提出しない学生等に対して、不利益な取扱いをしてはな

らない。

5. 職員等および学生等の秘密保持義務

- (1) 職員等および学生等は、管理責任者の事前の書面による承諾を得ずに共同研究等にかかる秘密情報を開示、漏洩してはならない。
- (2) 職員等および学生等は、共同研究等にかかる研究成果を研究室等以外の者に公表しようとするときは、事前に管理責任者の承認を得なければならない。この場合、管理責任者は、秘密保持義務を踏まえたうえで、合理的な理由なく、研究成果の公表を拒否しないものとする。ただし、管理責任者は公表を承認する場合に、その時期、方法等について条件を付すことができるものとする。
- (3) 研究室等に所属する職員等および学生等は、所属研究室等から転出（卒業、退学した場合を含む。）した後3年間、秘密情報を当該研究室等の管理責任者の書面による事前承諾なく第三者に開示もしくは公表してはならない。ただし、当該研究にかかる共同研究等契約書が存在する場合には、その契約の規定を優先して取り扱う。

6. 研究契約の遵守

管理責任者は、研究室等において実施する共同研究等に関して、本学が第三者と共同研究等契約書を締結した場合、契約で定めた事項を遵守し、当該研究に係わる者に契約で定めた事項を説明し、遵守させなければならない。

7. その他

- (1) 本学を取り巻く環境の変化等必要に応じて、本ガイドラインの見直しを行うものとする。
- (2) 共同研究等にかかる秘密情報管理の事務は、地域連携・研究支援課が行う。

公立大学法人滋賀県立大学理事長 様

秘 密 保 持 誓 約 書

所属
学籍番号
氏名（自署） 印

私は、公立大学法人滋賀県立大学において実施される下記の研究に参加するにあたり、下記内容について秘密情報管理責任者（当該研究の責任者）より説明を受けました。その内容を理解し、同意します。

研究テーマ	
研究の種別	<input type="checkbox"/> 共同研究・受託研究 <input type="checkbox"/> その他
相手先（共同研究・受託研究の場合）	

記

1. 私が研究協力者として本研究に参加することは、教育上有意義であること
2. 私は、自己の意思と責任において本研究に参加するものであり、参加を強要されたものではないこと
3. 本研究の秘密情報やノウハウ、本研究に参加することによって知り得た情報を、秘密保持期間内、適切に管理し、第三者へ開示・漏洩してはならないこと
4. 卒業等により身分に変更があった場合においても、前項の内容を第三者へ開示・漏洩してはならないこと
5. 研究発表・論文投稿等成果の公表時には、その内容等に関して制限がかかる場合があるため、公表前に秘密情報管理責任者（当該研究の責任者）に相談すること
6. 就職試験等の面接を受けるにあたっては、面接時に本研究内容の情報を話すことで研究の相手先に不利益を与える場合があるため、事前に秘密情報管理責任者（当該研究の責任者）に相談すること

秘密情報管理責任者（当該研究の責任者） 所属 職名 氏名 印
